

【趣旨】

いじめの被害を受けた児童生徒や保護者が、学校の対応に不満や不信感を抱くなど、いじめの認知やいじめへの対処が適切になされていないと認められる場合等において、公正・公平・中立な立場から問題の早期解決を図るため、いじめ被害児童生徒の救済を行う。

【内容】

- ① いじめの被害を受けた児童生徒や保護者等から申立てがあった事案について、事実関係等の調査や当事者間の調整を行う。
- ② ①の結果、問題の解決が図られなかった場合において、必要と認めるときは、市長が学校・教育委員会等の関係者に、是正要請を行うことができるものとする。
- ③ ②により、市長が是正要請を行う場合において、市長は相手方に期限を定めて対応結果の報告を求めることができるものとする。

【是正要請の意義・機能】

- 「是正要請」は、行政指導の一類型で、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするものであり、行政処分のような強制力はない。
- 行政指導は、所掌事務の範囲内で、相手方の任意の協力によって行われるものである。（旭川市行政手続条例第30条）
- 「是正要請」は、書面で行われることが多い。

【是正要請の運用手続】

- 「是正要請」は、行政指導であり、行政処分ではないため、法的根拠は不要とされている。

【いじめ被害児童生徒の救済の対応フロー案】

相談の受付（市長部局）

申立ての意向確認

救済の申立て（書面・口頭）

申立ての受理と内容の確認

対象児童生徒の聴取り調査

対象児童生徒の考えや意見を尊重し、解決策を検討

学校等の関係者の聴取り調査

事実関係や問題の把握

問題解決に向けた調整

Aパターン

調整により問題解決が図られない場合

市長の附属機関での調査審議

調査審議の結果、必要と認められた場合

市長が学校等の関係機関に対し是正要請

期限を定めて対応結果の報告を求める

学校等の関係機関が市長に対応結果を報告

対応結果報告受理

市長が申立人に対応経過及び対応結果を通知

Bパターン

調整により問題解決が図られない場合